

資料 1

# 国民健康保険税改定に係る

## 基本的な考え方

令和元年 6 月

川越市国民健康保険課

## 目 次

1	国民健康保険とは	1
2	国民健康保険税の現状	2
3	国民健康保険税の算出方法	5
4	改定の考え方と改定案	8
	・国民健康保険税の課税限度額の見直し	11
	・課税限度額改定の影響額（令和2年度課税分試算）	12
5	資料編（別冊）	
	・国民健康保険税改定（限度額）等スケジュール	
	・他市調査結果	

### 関連計画・参考資料

- ・川越市国民健康保険赤字解消・削減計画
- ・平成31年度川越市国民健康保険運営方針
- ・埼玉県国民健康保険運営方針
- ・川越市の国保

## 1 国民健康保険とは

わが国の医療保険制度は、職業・地域・年齢などで区分された複数の制度によって構成されており、国民のすべてがいずれかの医療保険制度に加入するという、国民皆保険体制を確立しています。

国民健康保険（国保）は、健康保険の適用を受けない人や、自営業者などが加入する保険で、職域単位での制度でカバーしきれない人々を、地域を単位に把握して構成するため地域保険と呼ばれています。

国保では、被保険者の疾病や負傷等に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

また、国保事業の主な財源は、保険料（税）と国・都道府県からの負担（補助）金です。

さて、国保を含めたわが国の医療保険制度は、急速な高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大等により、厳しい財政状況に陥っています。

国保は、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

そのため、平成30年度からは、都道府県と市町村が共同で運営するなどの制度改革が行われました。

## 2 国民健康保険税の現状

### (1) 基本データ

国保世帯数 51,048世帯 (H31.4.1現在)  
 被保険者数 79,168人 (H31.4.1現在)  
 賦課期日 4月1日  
 本算定日 6月15日  
 賦課方法 旧ただし書き (基礎控除後の総所得金額等により所得割額を算定する方法)  
 賦課方法 2方式 (所得割額と均等割額の合算額で課税する方式)  
 軽減状況 7割・5割・2割  
 納 期 (普通徴収) 第1期から第8期 (年8回)  
 (特別徴収) 偶数月に年金より天引き (年6回)

税率及び  
課税限度額

	税率 (%)	均等割額 (円)	課税限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	23,300	580,000
後期高齢者支援金等分②	2.20	7,300	190,000
介護納付金分③	2.00	10,200	160,000
合計 (①+②)	9.55	30,600	770,000
合計 (①+②+③) ※	11.55	40,800	930,000

※40～64歳該当

\*参考 (H30年度)

	税率 (%)	均等割額 (円)	課税限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	21,800	540,000
後期高齢者支援金等分②	2.20	6,400	190,000
介護納付金分③	1.40	9,000	160,000
合計 (①+②)	9.55	28,200	730,000
合計 (①+②+③) ※	10.95	37,200	890,000

※40～64歳該当



(2) 国民健康保険税の調定額等の推移

	平成25年度	前年比	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比	平成30年度と平成25年度との比較	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	H30/H25(%)   H30-H25(円)	
調定額	現年 (増減額)	8,679,115,500	99.5	8,441,154,800	97.3	8,144,470,700	96.5	7,838,753,700	96.2	7,380,333,300	94.2	7,059,217,800	95.6	81.3
	▲	45,580,800		▲	237,960,700		▲	305,717,000		▲	458,420,400		▲	1,619,897,700
	滞繰 (増減額)	5,285,600,534	93.5	4,837,966,541	91.5	4,230,548,007	87.4	3,787,190,485	89.5	3,430,850,889	90.6	2,976,830,587	86.8	56.3
▲	367,027,464		▲	447,633,993		▲	607,418,534		▲	356,339,596		▲	2,308,769,947	
計 (増減額)	13,964,716,034	97.1	13,279,121,341	95.1	12,375,018,707	93.2	11,625,944,185	93.9	10,811,184,189	93.0	10,036,048,387	92.8	71.9	
	▲	412,608,264		▲	685,594,693		▲	749,074,522		▲	814,759,996		▲	3,928,667,647
	現年 (増減額)	7,802,816,538	101.0	7,647,251,111	98.0	7,351,430,218	96.1	7,093,122,562	96.5	6,700,813,822	94.5	6,414,273,834	95.7	82.2
▲	77,841,540		▲	155,565,427		▲	295,820,893		▲	392,308,740		▲	1,388,542,704	
収入済額 (収納額)	990,619,522	108.6	1,062,150,560	107.2	903,527,739	85.1	842,231,217	93.2	774,704,707	92.0	697,218,251	90.0	70.4	
	▲	78,550,479		▲	71,531,038		▲	61,296,522		▲	67,526,510		▲	293,401,271
	計 (増減額)	8,793,436,060	101.8	8,709,401,671	99.0	8,254,957,957	94.8	7,935,353,779	96.1	7,475,518,529	94.2	7,111,492,085	95.1	80.9
▲	156,392,019		▲	84,034,389		▲	454,443,714		▲	459,835,250		▲	1,681,943,975	
収入率	現年	89.90	1.36	90.59	0.69	90.26	△ 0.33	90.48	0.22	90.79	0.31	90.86	0.07	0.96
	滞繰	18.74	2.61	21.95	3.21	21.35	△ 0.60	22.23	0.88	22.58	0.35	23.42	0.84	4.68
	計	62.96	2.89	65.58	2.62	66.70	1.12	68.25	1.55	69.14	0.89	70.85	1.71	7.89

※平成30年度は、決算見込み額。

(参考) 被保険者数

(4-3月・月末被保険者数の平均)

	平成25年度	前年比	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比	平成30年度と平成25年度との比較	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	H30/H25(%)   H30-H25(人)	
被保険者数	98,003	99.2	96,259	98.2	93,583	97.2	89,936	96.1	85,009	94.5	81,329	95.7	83.0	
	▲	833	▲	1,744	▲	2,676	▲	3,647	▲	4,927	▲	3,680	▲	16,674
	年間平均 (増減数)													



### 3 国民健康保険税の算出方法

#### (1) 国民健康保険税の算出方法

国民健康保険税は、「基礎課税分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分（40歳から64歳の方が対象）」の3つの区分ごとに求めた課税額の合算額が年税額となります。

それぞれの区分は、本市では、課税年度の前年の所得に応じて課税となる「所得割額」と、一人当たり定額で課税となる「均等割額」の合計です。

世帯の加入者数が複数の場合、所得割額は、加入者ごとに計算した金額の合計額となり、均等割額は、加入者の人数分の額となります。

なお、区分ごとに、課税額が頭打ちとなる「課税限度額」が定められています。

#### ○区分ごとの算出方法と課税限度額（平成31年度課税分 川越市税率・均等割額・限度額）

区分	所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分 （医療分）	（総所得金額等－基礎控除額33万円） ×7.35%	23,300円	58万円
後期高齢者支援 金等分	（総所得金額等－基礎控除額33万円） ×2.20%	7,300円	19万円
介護納付金分 （40歳から64歳）	（総所得金額等－基礎控除額33万円） ×2.00%	10,200円	16万円
合計		40,800円	93万円
[40歳から64歳以外（介護分なし）の場合]		[30,600円]	[77万円]

#### ○均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されております。

##### 【均等割が軽減となる世帯所得額】

- ・ 7割軽減・・・世帯の所得が33万円以下
- ・ 5割軽減・・・世帯の所得が33万円＋(28万円×加入者等の数)以下
- ・ 2割軽減・・・世帯の所得が33万円＋(51万円×加入者等の数)以下

なお、均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされます。

- ・ 4分の3相当額・・・県の負担金
- ・ 4分の1相当額・・・市の負担分（市の負担分は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入）

(2) 税額計算の例 (平成31年度課税分 川越市税率等による)

○ケース1 加入者 1名(65歳)  
年金収入 120万円

前年収入は年金収入120万円

⇒ 年金所得控除後の所得(年金所得)は0円=総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	0円	23,300円 ⇒7割軽減により6,990円	6,990円 ⇒6,900円
後期高齢者 支援金等分	0円	7,300円 ⇒7割軽減により2,190円	2,190円 ⇒2,100円
介護納付金 分			
			合計 9,000円

※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。

○ケース2 加入者 4名(45歳夫婦、小学生1名、中学生1名)、  
給与収入 400万円(所得266万円)

前年収入は世帯主のみ給与収入400万円

⇒ 給与所得控除後の所得(給与所得)は266万円=総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等266万円-基礎控除額33万円=233万円)×7.35%=171,255円	23,300円×4名 =93,200円	264,455円 ⇒264,400円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等266万円-基礎控除額33万円=233万円)×2.20%=51,260円	7,300円×4名 =29,200円	80,460円 ⇒80,400円
介護納付金 分	(総所得金額等266万円-基礎控除額33万円=233万円)×2.00%=46,600円	10,200円×2名=20,400円	67,000円 ⇒67,000円
			合計 411,800円

※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。



○ケース3 加入者 1名 (45歳)

所得 1,500万円 (課税限度額に達する場合)

前年収入は不動産所得1,500万円=総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等1,500万円-基礎控除額33万円=1,467万円) × 7.35% = 1,078,245円	23,300円	1,101,545円 ⇒580,000円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等1,500万円-基礎控除額33万円=1,467万円) × 2.20% = 322,740円	7,300円	330,040円 ⇒190,000円
介護納付金 分	(総所得金額等1,500万円-基礎控除額33万円=1,467万円) × 2.00% = 293,400円	10,200円	303,600円 ⇒160,000円
※区分ごとの課税額は、課税限度額までとなります。 ※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。			合計 930,000円

## 4 改定の考え方と改定案

### (1) 国民健康保険税課税限度額の改定について

#### ○国民健康保険税課税限度額改定の考え方

##### ① 法定限度額について

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法の規定により、政令で定める金額を超えることはできないこととされています。

各市町村の具体的な課税限度額については、法定限度額を超えない範囲で、各市町村が条例で定めております。

国では、医療保険料（税）に関する公平性を確保する観点から、また、被用者保険とのバランスから、法定限度額に達する世帯の割合が被用者保険の水準に近づくよう段階的に引き上げています。

平成31年3月29日に、地方税法施行令が改正され、平成31年度課税分の法定限度額は、基礎課税額分が61万円（3万円増額）、後期高齢者支援金等課税額分が19万円（改定なし）、介護納付金課税額分が16万円（改定なし）の合計96万円（3万円増額）となりました。

	平成31年度課税分 法定限度額
基礎課税分（医療分）	61万円（3万円増額）
後期高齢者支援金等分	19万円（改定なし）
介護納付金分	16万円（改定なし）
合 計 [40歳から64歳以外（介護分なし）の場合]	96万円（3万円増額） [80万円（3万円増額）]

##### ② 埼玉県内市の課税限度額の設定状況

###### ア 埼玉県国民健康保険運営方針における位置づけ

平成29年度に策定された埼玉県国民健康保険運営方針では、課税限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ課税限度額となることを目指すとしております。

埼玉県では、法定限度額への引き上げ又は引き上げの具体的検討がされているかについて、市町村への指導助言を行うこととしております。

イ 県内市の課税限度額の設定状況（平成31年度課税分）

課税限度額	該当市数	改定を予定している年分
96万円（法定限度額）	3市（7.5%）	—
93万円 川越市該当	28市（70.0%）	令和2年度分 31市
92万円以下	9市（22.5%）	令和2年度分以降 2市
		未定 4市
合計	40市	（令和元年6月28日現在）

③ 川越市の状況

ア 法定限度額と川越市課税限度額の乖離状況（平成31年度課税分）

	川越市課税限度額	法定限度額との差
基礎課税分（医療分）	58万円	▲3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	なし
介護納付金分	16万円	なし
合計	93万円	▲3万円

イ 課税限度額改定に係るこれまでの対応方法

課税限度額について、本市では、被保険者に負担を求める内容であること、また、国民健康保険事業の運営上の重要事項ととらえ、国民健康保険運営協議会に諮った上で、議会に上程し、条例の改正を行うという方法で対応しております。このため、法定限度額の改定の翌年度以降に改定を行ってまいりました。

ウ 本市の課税限度額の改定状況

本市国民健康保険特別会計については、医療費などの保険給付費は高止まり又は微減傾向にある一方、被保険者数の減少により保険税収は減少しております。このようななか、毎年度、一般会計からの赤字補てんのため多額の繰入れを行っている状況です。

課税限度額を抑えるということは、担税能力が高い高所得者層の税負担が軽減される一方、特別会計の仕組みとしては、その分が一般会計からの繰入れで補てんすることとなり、国民健康保険に加入していない方にもご負担いただくこととなります。

このようなことから、国民健康保険の納税義務者間の保険税負担の衡



平の確保、適正な課税及び国民健康保険財政の健全化を図るため、課税限度額を法定限度額に設定する改定を行ってきております。

④ 法定限度額に引き上げた場合の影響

課税限度額を法定限度額に引き上げた場合の影響を試算すると次のとおりです。

影響額（令和2年度課税分試算）

- ・ 国民健康保険税収入への影響（増収見込額） 約2,058万円
- ・ 影響世帯数 877世帯
- ・ 一世帯当たりの影響額 約23,500円

○改定案

① 改定時期 令和2年4月1日（令和2年度課税分から）

② 国民健康保険税の課税限度額の改定案

課税限度額は、法定限度額のとおり設定する。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合 計	93万円	96万円	3万円

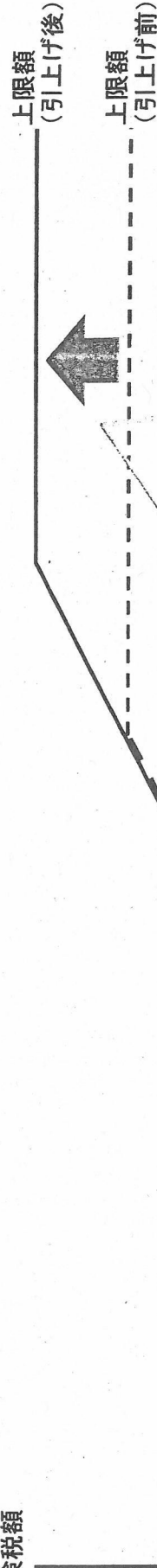
# 国民健康保険料の課税限度額の見直し

国民健康保険料の課税限度額については、平成31年3月29日公布(平成31年4月1日施行)の地方税法施行令等の一部を改正する等の政令により地方税法施行令が改正され、令和元年度から、基礎課税額が61万円(3万円増)に引き上げられ、課税限度額の合計が96万円となった(後期高齢者支援金等課税額は19万円、介護納付金課税額は16万円に変更なし)。

現在の本市の課税限度額は93万円(基礎課税額58万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額16万円)であり、合計で3万円の乖離が生じている。

→ 令和2年度からの本市国民健康保険料の基礎課税額の課税限度額を法定限度額である61万円に改定する。

保険税額



国民健康保険料の課税限度額の引上げ

年度	基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円

応能分

2割軽減

5割軽減

7割軽減

応益分

所得

# 課税限度額改定の影響額(令和2年度課税分試算)

## 1 税込への影響(増収額)

基礎データの合計額を市推計の令和2年度の被保険者予定数を使用し算出

単位(千円)

改定区分	医療分		支援金等分		介護分		合計		増額分合計	増収増
	限度額	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)	現行との差	(現年度収入額)			
① 現行		4,334,269	1,322,986		482,743		6,139,998			①現行
② 現行	限度額改定	4,354,850	1,322,986	0	482,743	0	6,160,579	20,581	20,581	②限度額(改定案)

基礎データ等  
(共通)

基礎データ

平成31年3月の実課税データ。

被保険者数

市推計の令和2年度被保険者予定数(医療分・支学金分 74094人、介護分22179人)を使用。

非自発的失業者に対する軽減等 過去3年の3月末の軽減等の額の平均。

収入率

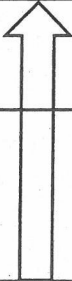
平成31年度当初予算積算の収入率。

## 資料編

1	国民健康保険税改定（限度額）等スケジュール	1
2	他市調査結果	2
(1)	課税限度額一覧（限度額順）	3
	・ 県内市	4
	・ 関東中核市	5
(2)	税率等一覧（保険者番号順）	6
	・ 県内市	7
	・ 関東中核市	8



1 国民健康保険税改定(限度額)等スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内			・限度額改定 等案作成 ・方針決裁			・国民健康保 険税条例改 正準備						
運営協議会					・第1回(2日) 保険税につ いて(諮問・審議)		・第2回(10日) 保険税につ いて(審議) 答申案提示 ・答申(予定)				・第3回(4日) 予算案につ いて他	
市議会			(6月議会)			(9月議会)			(12月議会) ・国民健康保 険税条例の一 部改正(予定)			(3月議会)
市民												・(令和2年度) 限度額改定等 周知準備





## 2 他市調査結果

平成 31 年 4 月実施埼玉県調査（H31. 4. 25 現在）及び令和元年 6 月実施川越市調査（R1. 6. 1 現在）を基に作成。



## 2 (1) 課税限度額一覧 (限度額順)

【一覧表あり】

### 県内市40市

課税限度額合計	96万円	3市 (7.5%)	
	93万円	28市 (70.0%)	[川越市]
	91万円	1市 (2.5%)	
	90万円	1市 (2.5%)	
	89万円	4市 (10.0%)	
	85万円	2市 (5.0%)	
	81万円	1市 (2.5%)	

法定限度額に満たない37市の次回改定見込み年度分

令和2年度分	31市 (83.8%)
令和2年度分以降	2市 (5.4%)
未定	4市 (10.8%)

### 関東中核市10市

課税限度額合計	96万円	6市 (60.0%)
	93万円	4市 (40.0%) [川越市]

法定限度額に満たない4市の次回改定見込み年度分

令和2年度分	3市 (75.0%)
未定	1市 (25.0%)



## ○課税限度額一覽（限度額順）

		課税限度額（平成31年度分）			
		課税限度額 （合計）	法定限度 額（合計）	法定限度 額との差 額	次回改定が必要 と考える年度分
1	1 本庄市	96	96	0	—
2	2 ふじみ野市	96	96	0	—
3	3 白岡市	96	96	0	—
4	1 川越市	93	96	▲ 3	令和2年度分
5	2 熊谷市	93	96	▲ 3	令和2年度分
6	3 川口市	93	96	▲ 3	令和2年度分
7	4 行田市	93	96	▲ 3	令和2年度分
8	5 所沢市	93	96	▲ 3	令和2年度分
9	6 飯能市	93	96	▲ 3	令和2年度分
10	7 東松山市	93	96	▲ 3	令和2年度分
11	8 春日部市	93	96	▲ 3	令和2年度分
12	9 羽生市	93	96	▲ 3	未定
13	10 鴻巣市	93	96	▲ 3	未定
14	11 深谷市	93	96	▲ 3	令和2年度分
15	12 上尾市	93	96	▲ 3	令和2年度分
16	13 草加市	93	96	▲ 3	令和2年度分
17	14 越谷市	93	96	▲ 3	令和2年度分
18	15 蕨市	93	96	▲ 3	未定
19	16 戸田市	93	96	▲ 3	令和2年度分
20	17 入間市	93	96	▲ 3	令和2年度分
21	18 朝霞市	93	96	▲ 3	未定
22	19 志木市	93	96	▲ 3	令和2年度分
23	20 和光市	93	96	▲ 3	令和2年度分
24	21 桶川市	93	96	▲ 3	令和2年度分
25	22 八潮市	93	96	▲ 3	令和2年度分
26	23 富士見市	93	96	▲ 3	令和2年度分
27	24 蓮田市	93	96	▲ 3	令和2年度分
28	25 坂戸市	93	96	▲ 3	令和2年度分
29	26 鶴ヶ島市	93	96	▲ 3	令和2年度分
30	27 日高市	93	96	▲ 3	令和2年度分
31	28 さいたま市	93	96	▲ 3	令和2年度分
32	1 加須市	91	96	▲ 5	令和2年度分以降
33	2 新座市	90	96	▲ 6	令和2年度分
34	3 秩父市	89	96	▲ 7	令和2年度分以降
35	4 北本市	89	96	▲ 7	令和2年度分
36	5 幸手市	89	96	▲ 7	令和2年度分
37	6 吉川市	89	96	▲ 7	令和2年度分
38	7 狭山市	85	96	▲ 11	令和2年度分
39	8 久喜市	85	96	▲ 11	令和2年度分
40	9 三郷市	81	96	▲ 15	令和2年度分

令和元年6月28日電話照会結果

令和2年度分 31市  
令和2年度分以降 2市



## ○課税限度額一覧（限度額順）

		課税限度額（平成31年度分）			
		課税限度額 （合計）	法定限度 額	法定限度 額との差 額	次回改定が必要 と考える年度分
1	1 前橋市	96	96	0	—
2	2 高崎市	96	96	0	—
3	3 船橋市	96	96	0	—
4	4 柏市	96	96	0	—
5	5 八王子市	96	96	0	—
6	6 横須賀市	96	96	0	—
7	1 宇都宮市	93	96	▲ 3	未定
8	2 川越市	93	96	▲ 3	令和2年度分
9	3 川口市	93	96	▲ 3	令和2年度分
10	4 越谷市	93	96	▲ 3	令和2年度分
令和元年6月28日電話照会結果					令和2年度分 3市





## 2 (2) 税率等一覧 (保険者番号順)

① 全体 【一覧表あり】



○税率等一覧(保険者番号順) ①全体

【一覧表】

県内市

平成31年4月25日埼玉県調査より

医+支+介	所得割 (%)		均等割 (%)		均等割 (円)		均等割 (%)		限度額 (万円)		税率等の改正の実施	限度額の改正の実施	平成31年度賦課方式		
	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31					
1	001	川越市	10.95	11.55	0.00	0.00	37,200	40,800	0	0	89	93	改正実施	○	2
2	002	熊谷市	9.20	10.20	30.00	0.00	27,600	45,800	17,500	0	89	93	改正実施	○	2
3	003	川口市	11.25	11.25	0.00	0.00	50,000	50,000	0	0	89	93	据置	○	2
4	006	行田市	9.70	9.70	32.00	32.00	27,000	27,000	17,000	17,000	89	93	据置	○	4
5	007	秩父市	8.80	8.80	30.00	30.00	28,500	28,500	17,500	17,500	89	89	据置	-	4
6	008	所沢市	11.30	11.30	15.00	15.00	36,300	36,300	16,000	16,000	89	93	据置	○	4
7	009	飯能市	10.60	10.60	10.00	10.00	38,000	38,000	5,000	5,000	89	93	据置	○	4
8	010	加須市	12.20	12.20	0.00	0.00	39,000	41,500	0	0	86	91	改正実施	○	2
9	011	本庄市	12.50	12.50	20.00	20.00	41,800	41,800	16,000	16,000	93	96	据置	○	4
10	012	東松山市	11.70	11.70	15.00	0.00	47,400	48,000	7,200	0	89	93	改正実施	○	2
11	014	春日部市	10.35	10.35	0.00	0.00	55,800	55,800	0	0	89	93	据置	○	2
12	015	狭山市	10.40	10.40	20.00	20.00	32,000	32,000	10,000	10,000	85	85	据置	-	4
13	016	羽生市	10.40	10.40	26.00	26.00	28,500	28,500	19,000	19,000	89	93	据置	○	4
14	017	鴻巣市	11.00	11.00	0.00	0.00	43,000	43,000	0	0	89	93	据置	○	2
15	018	深谷市	10.20	10.20	35.00	35.00	30,000	30,000	17,000	17,000	89	93	据置	○	4
16	019	上尾市	9.30	10.20	30.00	0.00	27,000	49,000	15,000	0	85	93	改正実施	○	2
17	021	草加市	11.00	11.00	0.00	0.00	36,200	36,200	0	0	85	93	据置	○	2
18	022	越谷市	11.60	12.30	0.00	0.00	42,500	45,000	0	0	89	93	改正実施	○	2
19	023	蕨市	8.30	8.30	35.00	35.00	20,000	20,000	12,000	12,000	89	93	据置	○	4
20	024	戸田市	11.02	11.02	0.00	0.00	42,000	42,000	0	0	89	93	据置	○	2
21	025	入間市	10.80	10.80	10.00	10.00	40,000	40,000	3,000	3,000	89	93	据置	○	4
22	027	朝霞市	11.40	11.40	33.00	33.00	30,000	30,000	14,000	14,000	89	93	据置	○	4
23	028	志木市	9.46	10.60	34.00	13.00	30,500	38,000	19,500	7,000	89	93	改正実施	○	4
24	029	和光市	10.10	10.10	12.00	12.00	31,200	31,200	18,000	18,000	89	93	据置	○	4
25	030	新座市	10.34	10.34	30.00	25.00	32,000	34,000	11,000	9,000	81	90	改正実施	○	4
26	031	桶川市	9.40	10.80	30.00	0.00	26,700	43,800	15,900	0	85	93	改正実施	○	2
27	032	久喜市	11.30	11.30	0.00	0.00	50,000	50,000	0	0	77	85	据置	○	2
28	033	北本市	10.90	10.90	29.00	29.00	26,000	26,000	10,000	10,000	89	89	据置	-	4
29	034	八潮市	11.50	11.50	0.00	0.00	51,000	51,000	0	0	89	93	据置	○	2
30	035	富士見市	9.30	9.94	22.00	11.00	33,700	41,400	10,800	6,000	89	93	改正実施	○	4
31	036	ふじみ野市	10.40	10.40	0.00	0.00	47,100	47,100	0	0	89	96	据置	○	2
32	037	三郷市	10.40	10.40	0.00	0.00	46,000	46,000	0	0	77	81	据置	○	2
33	038	蓮田市	11.80	11.80	0.00	0.00	44,200	44,200	0	0	89	93	据置	○	2
34	043	坂戸市	10.90	10.90	0.00	0.00	39,000	39,000	0	0	89	93	据置	○	2
35	046	鶴ヶ島市	9.80	10.20	0.00	0.00	36,000	37,000	0	0	89	93	改正実施	○	2
36	047	日高市	10.50	10.50	0.00	0.00	37,000	37,000	0	0	89	93	据置	○	2
37	085	白岡市	11.46	11.46	0.00	0.00	52,500	52,500	0	0	93	96	据置	○	2
38	089	幸手市	10.50	10.50	0.00	0.00	44,100	44,100	0	0	89	89	据置	-	2
39	092	吉川市	9.90	9.90	0.00	0.00	53,000	53,000	0	0	81	89	据置	○	2
40	400	さいたま市	11.35	11.51	0.00	0.00	46,100	46,900	0	0	89	93	改正実施	○	2
		平均	10.58	10.76	12.45	8.90	38,148	40,285	6,785	4,913	87.7	92.0	12	36	2方式 24市 4方式 16市



○税率等一覧(保険者番号順) ①全体

【一覧表】

関東中核市

令和元年5月31日 川越市調査より

医+支+介	所得割 (%)		均等割 (%)		均等割 (円)		均等割 (%)		限度額 (万円)		税率等の改正の実施	限度額の改正の実施	平成31年度 賦課方式
	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31			
1 宇都宮市	10.98	10.98	0.00	0.00	46,200	46,200	32,600	32,600	89	93	据置	○	3
2 前橋市	11.80	11.80	0.00	0.00	53,400	53,400	16,800	16,800	93	96	据置	○	3
3 高崎市	10.60	10.60	10.00	10.00	41,800	41,800	35,400	35,400	93	96	据置	○	4
4 川越市	10.95	11.55	0.00	0.00	37,200	40,800	0	0	89	93	改正実施	○	2
5 川口市	11.25	11.25	0.00	0.00	50,000	50,000	0	0	89	93	据置	○	2
6 越谷市	11.60	12.30	0.00	0.00	42,500	45,000	0	0	89	93	改正実施	○	2
7 船橋市	10.33	10.33	0.00	0.00	42,560	42,560	0	0	93	96	据置	○	2
8 柏市	10.23	10.23	0.00	0.00	50,280	50,280	12,240	12,240	93	96	据置	○	3
9 八王子市	8.90	9.40	0.00	0.00	52,000	56,000	0	0	93	96	改正実施	○	2
10 横須賀市	10.94	10.84	0.00	0.00	32,290	31,880	49,450	48,480	93	96	改正実施	○	3
平均	10.76	10.93	1.00	1.00	44,823	45,792	14,649	14,552	91.4	94.8	4	10	2方式 5市 3方式 4市 4方式 1市

